#### 厚生労働科学研究費補助金

(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)

### 分担研究報告書

英国における製薬企業が行う医療用医薬品のプロモーション活動の MHRA による監視 制度

### 研究分担者 中島理恵 日本大学薬学部助教

### 研究要旨

平成 26~27 年度にかけて、米国 FDA が行う製薬企業の医療用医薬品のプロモーショ ン監視についての調査を行った。FDA でのインタビュー調査では、薬効分野毎のレビュ アーによる専門的な広告監視のプロセスや、医師を始めとする臨床現場に勤務する医療 従事者を対象とした不適切な医薬品広告の判断する能力を養う事を目的とした Bad Ad Program など、我が国の医薬品広告監視制度を確立する上で有用な情報が得られたが、 米国と日本では医薬品広告や保健医療に関する法・制度の差も大きく(米国では DTC (Direct to Consumer)といって一般消費者にも医療用医薬品の広告が認められている 等)さらに広告監視に携わる人員に関しても米国では専門家を 70 名以上確保しており、 日本でそのまま取り入れるとなるとかなり困難だと考えられるため、より日本の状況に 類似し、すでに医薬品広告監視を行政で行っている英国の状況について調査を行った。 また、国の規制を受けて、実際に製薬企業がどのような取り組みを行っているのか等の 情報も合わせて調査した。

英国における調査は、2017 年 7 月 11 日から 12 日にかけて行った。訪問先は、MHRA (Medicines and Healthcare products Regulatory Agency)、製薬企業(AstraZeneca、 GlaxoSmithKline)であった。

MHRA 内では調査時 3 名の広告評価担当者がおり、医薬品広告の規制に関する業務 (広告の出版前審査、苦情が出た広告の調査、出版後の広告のモニタリング、助言等) を新薬の認可の担当者と協力して行っていた。製薬企業内では、広告資材の社内の承認 プロセスに、医師や薬剤師によるチェック体制を敷き、コンプライアンスに関すること や、医学的に健全な内容の広告であるかを確認しているとのことであった。また、英国 の医薬品プロモーション活動の監視においては、製薬企業内での自主規制が重要な役割 を担っていた。

英国における医薬品プロモーションの監視には製薬会社同士の自主規制が大きな役割 を担っている。行政の担当官の人数が限られる中、効率的にプロモーション監視を行う には、英国の PMCPA のような機関の存在が重要となるのではないかと考えられる。

## A . 研究目的

平成 26~27 年度にかけて、米国 FDA が行う製薬企業の医療用医薬品のプロモ ーション監視についての調査を行った。 FDA でのインタビュー調査では、薬効分 野毎のレビュアーによる専門的な広告監 視のプロセスや、医師を始めとする臨床現 場に勤務する医療従事者を対象とした不 適切な医薬品広告

の判断する能力を養う事を目的とした Bad Ad Program など我が国の医薬品広 告監視制度を確立する上で有用な情報が 得られたが、米国と日本では医薬品広告や 保健医療に関する法・制度の差も大きく (米国ではDTC (Direct to Consumer) といって一般消費者にも医療用医薬品の 広告が認められている等)さらに広告監視 に携わる人員に関しても米国では専門家 を70名以上確保しており、日本でそのま ま取り入れるとなるとかなり困難だと考 えられるため、日本の状況により近く、す でに医薬品広告監視を行政で行っている 英国の状況について調査を行うこととし た。

本研究の目的は、わが国における製薬企 業の新薬プロモーション活動において使 用されるデータの監視及び規制のシステ ムの在り方を検討するため、すでに製薬企 業の新薬プロモーションの監視活動を行 っている英国 MHRA を訪問し、製薬企業 による医薬品のプロモーション活動の監 視や規制の方法に関する情報を収集する ことである。また、MHRA の規制を受け て、実際に製薬企業がどのような取り組み を行っているのか等の情報を合わせて収 集した。 B.研究方法

製薬企業の新薬プロモーションの監視 活動が確立されている英国において、その 実態を調査するため、MHRA(Medicines and Healthcare products Regulatory Agency)、製薬企業(AstraZeneca、 GlaxoSmithKline)を訪問した。

訪問の詳細と質問内容は以下のとおり である。

I. MHRA

1. 訪問日:2017年7月12日

2. 質問項目

英国における医療用医薬品に関するプ ロモーションの規制について

英国における医療用医薬品に関するプ ロモーションの監視体制について

医療用医薬品に関するプロモーション の監視方法について

不適切なプロモーション活動への対応 不適切なプロモーション活動の具体的 例

II. 製薬企業(AstraZeneca、 GlaxoSmithKline)

1. 訪問日:

2017年7月11日 (AstraZeneca)

2017年7月12日(GlaxoSmithKline)

2. 質問項目

医薬品のプロモーション活動違反の監 視に関して、企業内で行っている自主的な 取り組み

プロモーション資材の社内での承認手 続きについて

資材以外のプロモーション活動の監視 について(例 講演会や医師への訪問の際 のセールス等のチェック) プロモーション資材の医学的なチェック(論文データの加工等)についてはどの ようにされているのか

MR (Medical Representative) 教育に ついて(特に医薬品プロモーションに関し て)

(倫理面への配慮) 該当なし

C.研究結果

I. MHRA

英国における医療用医薬品に関するプ ロモーションの規制について

英国における医薬品広告規制は、EUの 法律である Human Medicines Regulation 2012のPart14が適応されて おり、自主規制に関しては British Pharmaceutical Industry (ABPI)の Prescription Medicines Code of Practice Authority (PMCPA)が発行している Code of Practice for the Pharmaceutical Industry に基づいたシステムが用いられ ている。英国では、この自主規制が非常に よく機能しており、自主規制による広告の 規制は、法体制で対応するよりも変化によ り迅速に対応できるといったメリットが ある。

英国で医薬品広告として規制の対象に なるのは、'メディアによる広告出版物'、

'製薬企業の医薬品情報担当者 (MR)'、

・医薬系のミーティング、、販売促進のための商品、、商品サンプル、、インターネットによる広告、となっている。なお、患者に向けた情報やリーフレット、、科学的な質問に対する回答とみなされる情報、

・参考文献、、・健康や疾病に関する情報、は規制の対象とはならない。

英国における医療用医薬品に関するプ ロモーションの監視体制について

MHRA 内で医薬品広告の規制を行って いるのは、Vigilance & Risk Management of Medicines の Advertising Standards Unit であり。Unit チームでは、マネージ ャー1 名、広告評価担当 2 名が医薬品広告 の規制に関する業務に専門に携わってお り、新薬の認可を担当する評価担当者と協 力して業務を行っている。

医療用医薬品に関するプロモーション の監視方法について

MHRA による医薬品広告規制の主な活動は、1. 広告の出版前審査、2. 苦情が出た広告の調査、3. 出版後の広告のモニタリング、4. ガイダンスや助言、である。

広告の出版前審査の対象となるのは、新 規物質、新たな領域の患者を対象とした医 薬品や安全性に懸念のある医薬品、申請の プロセスで問題のあった製薬会社の医薬 品、ニッチ領域の医薬品となっている。

苦情が出た広告の調査では、素早いアク ションを起こすことが重要であり、公衆衛 生上のリスクを回避することが最優先と して対応が行われる。行われた措置は報告 書に記載される。MHRAの具体的なアク ションは、まず対象企業へ、苦情の内容に 対する返答を求め、当該広告と企業の返答 をレビューする。ほとんどのケースは、非 公式な段階で解決するが、公衆衛生上のリ スクが伴うと判断された場合は、更なるア クション(法的な手段)が行われる。

**不適切なプロモーション活動への対応** 広告が不適切で、公衆衛生上のリスクが 伴うと判断された場合、以下のようなアク ションがとられることがある。

- ・広告の取り下げ
- ・報告書の提出
- ・是正声明の発表
- ・修正した広告資材の提出

不適切なプロモーション活動の具体的 例

実際に英国内で行われた不適切な医薬 品のプロモーション活動は、MHRA のホ ームページ上に公開されている。

II. 製薬企業(AstraZeneca、 GlaxoSmithKline)

医薬品のプロモーション活動違反の監 視に関して、企業内で行っている自主的な 取り組み

英国の製薬企業の医薬品広告の活動は、 PMCPA (Prescription Medicines Code of Practice Authority)が出している Code of Practice Pharmaceutical for the Industry を基準として行われている。こ のコードは製薬団体の自主規制と位置付 けられているが、英国内の製薬企業のほと んどが ABPI の会員企業であり、会員にな る際はこのコードを遵守するという条件 が課される。この一連のシステムのメリッ トは、例えば製薬企業の広告に対して、 MHRA に苦情挙がった際に、MHRA はそ の公告が ABPI のメンバー企業の出した ものであれば、まず PMCPA に問い合わ せをし、直接 MHRA が対応をする前に、 PMCPA の仲介を受ける事ができるとい ったことである。

プロモーション資材の社内での承認手 続きについて

社内の承認プロセスでは、医師や薬剤師

が資材をチェックし、コンプライアンスに 関することや、医学的に健全な内容の広告 であるかを確認し、サインを行う。このよ うな承認プロセスに移行する前にも、医学 系チームとマーケティングチームがプロ ジェクトの最初から密に協力しあい、定期 的なミーティングを毎週行い、開発状況、 コンプライアンスの問題等を話し合って いる。

資材以外のプロモーション活動の監視 について(例 講演会や医師への訪問の際 のセールス等のチェック)

MR が行うプロモーション活動に関し ては、営業・販売、医薬品や疾病情報提供 等の内容に関してどのようなセールス活 動をしたを、資材と同じような手続きで承 認する。MR が医師に伝えていることが適 切かどうかをこのようなプロセスでチェ ックしている。また、field-visit という制 度があり、上司が MR に同行し、実際のセ ールスの様子を見学しながら問題のある 言動等を監視している。

プロモーション資材の医学的なチェッ ク(論文データの加工等)についてはどの ようにされているのか

英国では、医師や薬剤師が中心となって プロモーション資材の医学的なチェック を行っている。医師や薬剤師がチェックを 行う利点として、患者を第一に考えるとい う職業上の義務感により、より公正に判断 ができるということがある。

MR (Medical Representative)教育に ついて(特に医薬品プロモーションに関し て)

企業では、中途で MR として入社する 新人、および新人以外の社員(幹部、商品 担当、医学担当、広報担当等)へのコンプ ライアンス研修を、年を通して行っている。 営業や販売、医学、広報関係の者は必ず code of practiceの研修をオンライン、お よび対面で受けることになっている。

また、MR は必ず製薬企業に入社して2 年以内に ABPI の code of practice に関す る試験に合格することが要求されている ので、外部の研修(1回のみ)も受ける必 要がある。

### D.考察

今回の調査では、医薬品広告監視を行政 で行っている英国において、MHRAの取 り組みの実態、および国の規制を受けて、 実際に製薬企業がどのような取り組みを 行っているのか等の情報を収集した。

MHRA 内では調査時3名の広告評価担 当者がおり、医薬品広告の規制に関する業務(広告の出版前審査、苦情が出た広告の 調査、出版後の広告のモニタリング、助言 等)を新薬の認可の担当者と協力して行っ ていた。

製薬企業内では、プロモーション資材の 社内の承認プロセスに、医師や薬剤師によ るチェック体制を敷き、コンプライアンス に関することや、医学的に健全な内容の広 告であるかを確認している。MR等による 口頭のプロモーション活動に関しても、詳 細を予め資材と同じ手続きでチェックし ている。また、field-visit という制度(監 督官である上司が MR に同行し、実際の セールスの様子を見学しながら問題のあ る言動等を監視)による現場でのチェック 体制も存在する。

英国の医薬品プロモーション活動の監

視においては、製薬企業内での自主規制が 重要な役割を担っている。自主規制は、企 業側にとっても大きなメリットをもち、自 主規制がしっかりと行われていることで、 MHRA の広告担当官の人数も限られた中 で、国が効率的に監視体制を築けることが 可能になっていると考えられる。

# E . 結論

英国における医薬品プロモーションの 監視には製薬会社同士の自主規制が大き な役割を担っている。行政の担当官の人数 が限られる中、効率的にプロモーション監 視を行うには、英国の PMCPA のような 機関の存在が重要となるのではないかと 考えられる。

F.健康危険情報 該当なし

G.研究発表 該当なし

H.知的財産権の出願・登録状況 該当なし